

平成 27 年 9 月 9 日（水曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成27年9月9日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	最知	明広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁港・漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	

書記長 三浦清隆君
農業委員会部局
事務局長 佐久間三津也君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤孝志
主幹兼総務係長 佐藤辰重
兼議事調査係長

議事日程 第5号

平成27年9月9日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第127号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算(第4号)
- 第3 議案第128号 平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第4 議案第129号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第5 議案第130号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第6 議案第131号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第7 議案第132号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第8 議案第133号 平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第9 報告第6号 平成26年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
- 第10 報告第7号 平成26年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
- 第11 認定第1号 平成26年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 平成26年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 平成26年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 第16 認定第 6号 平成26年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 7号 平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 8号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 9号 平成26年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第20 認定第 10号 平成26年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第21 認定第 11号 平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

なお、本日も新採職員の傍聴が入っておりますのでよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番山内昇一君、11番菅原辰雄を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第127号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第127号平成27年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明、担当課長の細部説明が終わっておりますので、昨日に引き続き質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。4番小野寺です。1点だけお伺いします。

18ページ、民生費の19節負担金補助金及び交付金ということで、平和首長会議納付金として2,000円が納められております。この平和首長会議の概要についてちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、平和首長会議の概要について私のほうから説明申し上げます。

この首長会議には、161の国・地域から6,779の都市が加盟しておりまして、国内においては1,741地方公共団体のうち90%を超える1,580団体が加盟しております。県内においては、35市町村のうち当町を含めまして33市町村が加盟しております。会長には広島市の松井市長が就任しております。

この協議会におきましては、国民の方々の平和な生活を守るため核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けた運動をされているようでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、細かい数字で申しわけないんですけども、加盟都市が9月1日現在で6,820とネットにありましたけれども、それでいいですか……。そこはいいです。

それで、今現在国会で行われておりますいわゆる安全保障の関連法案の中で、法案が成立すれば自衛隊がアメリカ軍等の外国の軍隊の後方支援を行うんだと。その際に武器の提供以外のいろいろないわゆる支援ができるようにすると。その中に核兵器の運搬とかもできるというようなことのようにです。

それで、この平和会議は核兵器の廃絶を目指している会議です。それで、いろんな取り組みが行われているようですけれども、町として、この会議にかかわるいろんな取り組みをどのように考えているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 町としての取り組みということでございますが、この会議に加盟したのが、担当からちょっと聞いたところによりますと22年12月だったと記憶しているということで、震災直前ですので書類はもうないのですが、その時期だったと聞いております。それで、その際に、23年度以降に写真パネル展等の大会を当町で行うような計画もされていたといったことがあったようでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 加盟している都市あるいは自治体に対していろんな要請が行われているようですけれども、一つだけ、この8月に、加盟自治体各位ということで会長のほうから、9月21日が国連の国際平和デーとなっております。それで、国連はもちろんいろんなところでいろんな取り組みが行われておりますけれども、その中で今回この会議として核兵器廃絶を求めて鐘打、鐘を打ってほしいというような要請が来ておると思うんですけども、必ずしも鐘を打つ必要はないと思うんですけども、この9月21日の国際平和デーに今ちょっと迫っていますけれども、何か行っていく、あるいはことしできなくても来年以降何かやっていくような考えはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在のところ具体的な取り組みについてはまだ何も計画はしておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） きのもいろいろ同僚議員が質問いたしておりますが、27ページの15節、22節ですけれども、伊里前商店街の関係であります。伊里前中心商店街は、まず最初に、当初説明いただいた面積よりもかなり縮小されたという感がいたしますが、当初とその点は変更がなかったのかどうか第1点であります。

それから、1.14ヘクタールですか。ここにけさの三陸新報の、三陸と言うとね……。地方紙の掲載された内容を見ると、建物面積が漁協さんの分が二千四百、五百ですか。そのぐらいですか。それから、三千四、五百ですね。それから、商店街とかが2,000ヘクタールということで、大体半分くらいが建物で使われると。他は駐車場とかそういうものに使われるのかどうかですね。

それから、この2億8,000万円の使い道というか、どういう内容に2億8,000万円が……。土盛りは三陸道の残土というか、それは三陸道の関係で十分に間に合うわけですので、そういう運搬費はかからないんでしょう。転圧とかそういうものにかかるのか、取りつけ道路にかかるのか、その辺の説明をいただきたいと。

それから、現在の22節の分ですけれども、建物移転等の補償費として500万円計上されておりますけれども、現在の商店街、建物の移転のことだと思いますけれども、それはそれとして移転者が全額、一部は、最初は伊里前市街地については一銭も補助が出ないんだというようなことだったんですけれども、いろいろ当局のほうでも努力して何とか復興庁に認められて補助がいただけるんだと。しかし、都市計画には入っていないわけですので、一部町の負担もあるような内容だなと思いますけれども。それで、移転する建物の商店の皆さんが、今の建物を移転するんだと思うんですけれども、それに間違いはないかどうか。

それから、どの場所に移転するのか。現在でき上がっているというか、平らに埋めてあるその箇所に移転するというのか。

それから、その移転したものは今後全然使わないわけですから、別なもので、今の建物はそのままにしておいて別なものを、さらに仮設商店街をつくるのか。

それから、今現在使用している建物を払い下げができないのかどうか。何か撤去する指示がありますね。それは後のことになるんでしょうが、後というよりもまずもって、その建物を撤去して別の箇所に持っていくのか。あるいはその建物は、撤去とは別に新たにその商店街を建てるのか、今の土盛りしたところに。その辺がちょっとはつきりしていないと。

それから、今の建物を解体撤去ということをしなければ、埋めることはできないからね。あ

れを払い下げしていただきたいなという希望もあるわけですがけれどもね。そういうことができないのかできるのか。それらについて伺いをしたいと。内容について。

それから、逆になりますけれども、全く最初と最後のほうになります、最初の歳出、16ページの11節の需用費900万円、こういうものは、需用費なんていうものは年間の当初予算でとるべきものではないのかと。なぜ今ここにきて900万円などという需用費が発生したのか。その内容について伺いをいたしたいと思います。

それから、13節の町政功労者表彰式看板作製。これは功労者の看板というんですけれども、どういようなものを5万8,000円で作るんだらうなど。この内容について。

いろいろありますが、この辺でひとまず答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） では、伊里前の整備の面積ということで、これまで計画にちょっとかかわってきた経緯もございますし、また今年度から市街地のほうで事業をやっているということで、確認といいますかおさらいの意味で私のほうで前段説明させていただきますが、当初計画をつくる過程の中で、面積につきましてはこれぐらいですよということでお示しをさせていただいた過程で、一部私の捉え方に誤りがございまして、その面積について訂正させていただいた経緯がございます。1.数ヘクタールぐらいだったかなと思っております。

その間、新しい年度になりまして市街地整備課のほうに事業を引き継いだということで、そこからまた事業精査をいろいろやっていった結果の1.1何ぼヘクタールなんだらうというふうに思いますが、ただいまお尋ねの商店街のこと、あるいは漁協がどうなるのか、あるいは駐車場の整備内容、そういった具体の細かい事業の進め方につきましては、担当課長のほうから引き続き説明をしていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） それでは、伊里前の1.14ヘクタールの面積の詳細についてご報告いたします。

まず、漁協支所の建設予定地としまして3,460平米。商店街の用地としまして1,970平米。それと、駐車場としまして1,430平米。イベント広場としまして1,300平米。区画道路としまして2,940平米。それと、公益施設用地としまして230平米でございます。これを足すと1.14ヘクタールということでございます。

また、その他これ以外のところの面積としまして、平場面積としまして、今回の予算では計上してございませんが、土地利活用検討用地としまして約3.3ヘクタール。歌津駅の下の面積

と国道45号から海側に広がる面積、そこを合わせると3.3ヘクタールという形でございます。

それと、今回工事費として計上させていただきました2億8,000万円の使い道でございますが、まず土に関しては三陸道もしくは伊里前の支所、歌津支所で出た土を利用しますので、土代はかかりません。ただし、締め固めに関する費用ということがございますので、その基盤整備事業、基盤の締め固めの費用、それと排水溝に係る施設費、それと駐車場にかかりますれば駐車場の舗装分でございます。それと、イベント広場に係りますのも安全施設工、車どめ等でございますが、それと区画道路ということで道路をつくりますので舗装工及び歩道分の舗装工等でございます。それを合わせて2億8,000万円ということでございます。

それと、22節の500万円でございますが、この500万円については電柱等の移設の費用ということで考えてございます。

建物の移転関係については、担当課のほうからお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 仮設商店街の建物の取り扱いにつきましてお答えします。

ご案内のとおり商店街のほうから要望が出ておりまして、現在の仮設商店街は今の建物を残した状態で海側にもう一度仮設の商店街の建物をつくります。そのために、移った後は今使っている伊里前の仮設商店街の建物が、今度解体して撤去という流れになっているんですけども、これをせっかくだから有効に使わせてほしいという要望を商業者の方々から今受けております。せっかくの財産でもありますし有効に活用することはいいことだとは思いますが、中小機構とすれば、一度一定の利便を提供したものをまた重ねて使っていないかという問題が、他との不公平の問題にならないかというあたりのことで、中小機構側での判断もありますので、今内部で関係機関、なるべくいい形で財産利用ができるような調整ということで努力を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 16ページの一般管理費の消耗品の予算計上の件でございます。先に一般管理費の説明をしてよろしいですか。一般管理費の……では、中断します。（「答えが十分でない」「何か、払い下げができるのかどうか」との声あり）

○議長（星 喜美男君） 払い下げができるかと。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 申しあげましたように、払い下げできるかどうかという部分について今協議をしているところです。よろしいですか。（「進入路」「今の建物の」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、改めて一般管理費の消耗品の関係でご説明申し上げます。

当初予算に当然こういった管理経費は計上すべきだというのは、まさに阿部議員のご指摘のとおりだというふうに思います。あくまで補正予算なので、急遽必要になった部分の経費をまずもって計上させていただいているといった内容でございます。

消耗品費の内訳でございますけれども、現在町のほうで新しい庁舎の引っ越しに向けて文書ファイリングシステムの導入の準備段階に今入っております、各課において文書の整理を行っております。当然、新しい文書ファイリングシステムのフォルダーとかファイリングのシステムを全く新しい状況で整理していかなければいけないということもありまして、当面、最初に保健福祉課とか病院の部分では進めていかざるを得ない状況なのでございますけれども、新庁舎へ引っ越す前に全部の整理をしなければいけないということで、その必要なシステム関係の消耗品を今回この部分で予算計上をまずさせていただきます。

それと、町政功労者の表彰式の看板でございますけれども、震災後4カ年間、条例表彰、11月3日の部分についてはずっと休止しておりましたが、本年度は合併の10周年記念式典とあわせて、11月3日に町政功労者の表彰式を挙げる予定で今準備を進めております。その関係で、当然その会場への入り口への看板の設置とか、あとは式典会場での横断幕の設置等を考えてございますので、その経費として40万円を見込みで計上させていただきます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 進入路の件でございますが、進入路については現在の国道45号から伊里前の小学校に上がっていく道路がございますが、あの道路を暫定的に利用しまして整備をしていく予定でございます。

ただし、国道45号ができれば、若干法線、国道45号と直角のような区画道路になりますが、ほぼ同じような位置で進入路を計画してございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） いろいろ説明がありましたが、その道路が、今回45号線の説明会が先日あって、私は行きませんが資料を見ますと、年内に買収のほうに入るのかなというように考えますが、同時施工ができないものかなと。この中心街のまちづくりを、道路がかなり高くなるものですから、そういうことができないものかと。新たに、そうすると今の説明であると、しばらく45号線ができるまでは仮道路みたいなもので通すということ。

大体、前の質問で、ほぼ正確に1.14ヘクタール全ての使い道について説明がありました。それから、きのうの説明で2名の方がまだ土地承諾をなさっていないというような説明がありました。そして、1名は土地交換ということだと。そういうことになってくると、土地交換ができるんだということだったのかと。非常に不平等。私たちは今からあの土地を売らないとかね。こっちのほうの志津川地区の土地計画、それは土地交換が認められているけれども、歌津地区においてはそれはできないと。そういうようになってくると、非常に言葉は悪いけれども、ごねて承諾しないでいる者が得をして、最初から協力した者が全く損をするようになる。価値が全然違う。プラスマイナスゼロだからね、今、鑑定士の鑑定は。今の現状、震災地はね。それを現在より5メートル上げるのか、そのような数が出るんでしょう。そうなってくると、土地交換する場合の面積がどのようになるのか。そういうことが一層に仕方ない、何ともならないということだったのか。できればやはり皆さんと同じような、そういう交換じゃなく、やはり何とか努力して皆さんと同じような方法で進める必要があるんじゃないかなと。非常にいろいろ商店街の人たちは文句というか、そういうんだったらおらも、おらもと。おらもこのようにごねていけばよかったとか、そういう声がいっぱいありますよ。だから、それはできるだけ努力して、土地交換じゃない買収の方向で、買い上げの方向で進んでもらいたいと思いますが、それが可能じゃないのかとか、そう思いませんか。私たちもそれができるのならね。

私ごとであります、35年、40年ぐらい前に、三十五、六年前に、私はそこが6万円だったの。伊里前の人たちは6万円買ったの。今度はあの辺は3万円、えらく価値が落ちたと。とんでもないね。高い土地は20万円するぐらいかかった人もあるんですから。そのような中で、それが今回の事業みたいな形になっている。たまたま道路とか防潮堤等にかかわるので買収がなされますけれども、そうでないと買収されないと。全くのゼロになってしまうと。そのようなことができないものかどうか。やはり公平公正平等ということが一番の原則でありますので、その辺をもう一回努力できないものか。そのようなことをどのように考えているのか。町民の声、そういう商店街の皆さんのそのような不平といいますか、そういう中にあります。

16ページの管理費の関係ですけれども、いろいろ新しい病院のシステムの関係ということで、やっぱりそこら辺も当初である程度見えているはずじゃないかと思いますがね。当初でとるべきだったんだと。いろんなその内容説明がありましたので、わかりました。

それから、看板。そういうところに看板を、そういうふうに立てなければわからないものか

など思うんです。式典の会場に行く、そういう看板ということですね。総務課長の答弁、随分、そんなに経費をかける必要もないのかなと思いますけれどもね。いかがですか、その辺。会場がわからなくて戻っていく人もないと思いますが。余り大きく看板にかけなくてもいいと思いますが。小さい金額でありますけれども、やっぱり非常に厳しい財政内容でありますので、そう思った次第です。何かありましたらご答弁を願います。もう一回答弁を、それらについて伺いをしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 私のほうからは、国道45号、同時施工できないのかという問いにお答えさせていただきます。

現在、国道45号、仮の道路でございますが、あの道路を使って石巻方向と気仙沼方向の交通を確保しているという状況でございます。同時施工となりますと、今走っている道路の上に新しい道路ができてくるような箇所もございますので、一旦仮設道路としまして、伊里前川の左岸側になるのか右岸側になるのか、ちょっと仮設道路を設置する予定となっております。そのルートに関しては今検討中でございますが、伊里前のところの国道45号、また伊里前川の河川工事、それと漁港の防潮堤工事等々ありますので、全部のところが一番早くできるのが、どこのルートを通ったら、仮設道路を通ったらいいのかというのを今検討してございますので、その仮設ルートを通っての通行となりますので、国道45号の同時施工という形にはちょっとならないんですけれども、仮設ルートでの交通を確保していきたいというふうを考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 用地の取得状況の中で、きのう2名の方の1名の交渉状況について説明させていただいた中で、1名の方から代替地を希望されているというようなことで、現在それのあっせん中ということで交渉経過を説明させていただいたわけなんですけれども、議員がおっしゃる内容につきましては、土地の交換ということでご理解されたみたいなんですけれども、我々としましてはあくまでも事業用地については買収ということで、ご本人のほうにはそれに伴う土地代金をお支払いします。そして、その代金をもって新たに土地を取得していただくと。代替地として土地を購入していただくと。これにつきましては、本来原則的にはご自分で代替地を探していただいて、個人で契約していただくわけなんですけど、今回たまたま歌津地区においても、町が管理します普通財産があちこちにありますので、できるだけ事業を速やかに進行させるためにも、町の普通財産をできるだけ紹介して現在交渉に

当たっているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 看板の作製部分、予算的には40万円と確かに安価な内容でございますけれども、こういった予算の積み重ねが確かに大きな予算につながってまいりますので、ステージ上の看板等必要最小限の部分にとどめまして、安価な経費で式典の開催を挙行したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 代替地の説明ですけれども、私がちょっと勘違いしたところがありますね。今土盛りした場所を交換するのかなと思ったものですから。ただ、町有地のどこかをその相手が気が合えばいいですけれども、その辺が難しいんじゃないかというふうに思いますがね。そっちこっちにあると言いますが、そっちこっち、例えばどこにあるんですか。そんなにないんですよ、町の震災地以外はね。前にもいろいろ検討した代替地の関係で何か経緯があるようですね。

ただ、どこにせよ交換ができるのであれば、町有地であれ何であれ、これはみんな交換を望みますよ。今、2万円やそこらで土地をね。貴重な先祖から、私達のは途中で買ったものだからいいけれどもね。みんなもう、先祖代々の土地を震災で失っているわけですから。できれば何も防集の土地、皆さんが防集に行くわけじゃないからね。やはり公営住宅に入る方もあります。そうでない方も土地を失っている方がいっぱいありますから。またそれらが、ちょっと今になって特定の方にだけ土地交換するんだということは、ちょっと変な気がしますので質問したわけですが、できればもう少し努力してそういうものができないのかなということを私は伺っている。それはやはり何としても、それができないのかということですよ、買い取ることが。皆さんと同じに。もう一回答弁願います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 権利者の方にあっせんしております代替地の候補につきましては、防集事業の低地部の買い上げで買い上げた土地のうち、今後国なり県なり町のほうの公共事業でかからない部分で、普通財産として現在町が管理している土地の状況を図面で示してあっせんしているような状態なんです。

それと、確かに議員おっしゃいますように、本来現在の公共事業での用地買収のやり方としては、現金補償ということでやるのが原則なんです。それで、今回の交渉につきましても、一応相手方に対しましては、先ほど申しましたように現金で精算させていただきます。

ただ、その現金をもって、あと新たに違う土地を購入していただくということで代替地を取得されるわけなんですけれども、これにつきましては今回の権利者に限らず、今回復興事業の中でたくさんの方からの交渉過程で、やはり代替地を希望された方もございますので、今回に限り特別な扱いをしているとは我々は思っておりませんので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず、16ページ、おらほのまちづくり支援ということで、昨日も同僚議員の質問があったのでほとんどわかったんですけども、私がお伺いしたいのは300万円、合併10周年を記念する何か行事を検討して補正を組んだということなんですけれども、何件ぐらいを見込んでいるのか。もしくは、もうこの時期ですので、こういった言い方はあれなんですけど、あらかじめめどがついているのか、その点伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、20ページ散乱廃棄物収集について。これも昨日同僚議員が質問してほとんどわかったんですけども、その答弁の中にボランティアの方たちが農地を片づけたやつなどを収集する補正ということなんですけれども、以前も私は聞いたような気がするんですけども、ボランティアの方が農地を片づける際、その農地の選定というのは、どういった経緯で農地を選定しているのか。その部分、第1点で伺いたいと思います。

あと、22ページ、仮設施設の撤去延期ということなんですけれども、これが補正で戻されたということは来期になるのかと思うんですけども、どれぐらい延期なのか。そして、それと同時に今度できる新しい商店街へ移る割合は、現時点でどれぐらいの方が移り、また新たに参入するのか。その点伺いたいと思います。

最後、25ページ、戸倉公民館について伺いたいと思います。いよいよ補正が組まれまして着工になるわけなんですけれども、私も以前、いろいろ立地の面で質問させていただいた経緯があるんですけども、今回はいよいよできるということに当たって、以前の説明ですと旧戸倉中学校の有効な利活用の方策として、戸倉公民館として改築するという考えも聞いていたものなんですけれども、私が今回お聞きしたいのは、地域の住民というか戸倉地区の方たちに、改めて利用のされ方というか、どのように使われるための復旧なのか、そこを伺いたいと思います。公民館ですので、それなりの決まった利用法があると思うんですけども、もし具体的にそういった住民からの意見が出ていましたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、おらほのまちづくりの合併10周年関連事業の考え方ですが、何件ぐらい予定しているのかということですが、今回300万円という設定の根拠ですが、合併10周年の関連、そういったものにちなんだ事業となれば、当然広い範囲にそして対象者も多くなるんだろうということから、1件当たり50万円から100万円ぐらいの補助は当然これは必要になるだろうということから、五、六件ないし少なければ3件ぐらいということから300万円を見込んでおりました。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 先ほど、20ページ13節委託料の関係で、ごみの散乱ということでお話がございまして、農地のボランティアということでお話がございましたけれども、こちらとは別の話でございまして、ご承知のように被災した農地が復旧している状況ですけれども、なかなか機械だけでは石ころとか取り切れない部分がございます、そういったところをボランティアさんのご協力をいただきながら農地のほうで石を拾うということ、社協のほうと連携いたしまして選定して、ボランティアさんの協力をいただいているといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） それでは、戸倉公民館の利活用に関しての地域のご要望ということでご説明申し上げたいと思います。

地域のほうとは何度か意見交換を持ちまして、その際地域のほうからは、例えば戸倉中学校の伝統歴史、こういったものを残すような工夫をしてほしいというふうなことがございました。それから、あとはNPOさんが今活動なされているところもあるということで、そういった方々が使いやすいような施設もできないものかというふうなところがございました。それからあと、子供たちが気軽に過ごせるような場所というふうなご要望もございました。

こういったことを踏まえまして、当然ながら公民館としての機能はもちろんつけてまいりますし、大変従前の学校ですので建物も大きいということで、特に2階のあたりにあった教室については、教室をそのまま保存していくようなそういった取り組みを考えてございます。

それからあと、文化の保存ということで、例えば獅子踊りなどが安心して、余り外に音が漏れない中でできるような場所をつくるか、あとは子供が気軽に過ごせる場所ということで、寝転がって本が読めるような、そういったところを踏まえて部屋の設計等をしてございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 22ページの工事請負費仮設の撤去の見通しなんですけれども、平成28年度に入りまして、実際の本設の施設ができ上がり次第という見通しなんですけれども、現在の見通しの中では多分5月、6月あたり、年度始まって第1四半期ぐらいにはと考
えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おらほのまちづくりについてなんですけれども、大体予定が3件、五、
六件ということでわかりました。そこで、これも私の思いというかいろんなあれがあるんで
すけれども、せつかく10周年の合併の記念でこのような補正が組まれるというんでしたら、
当町があれしている協働のまちづくりの一環ということなんでしょうけれども、逆に何らか
の町のほうで、今ちょっと思いついてもあれなんですけれども、先日仙南のほうで何か何年
ぶりかで運動会を開催したというニュースも流れましたけれども、当町でもこういった10周
年を記念して何らかのスポーツ行事というか運動会のようなものも、もしかするとこの10周
年をより確認というかできるようなあれになるんじゃないかと思いました。

そこで、そういった企画等というかどうなのか。スポーツ振興に関して、現在、以前の体協
はどのような状況になっているか伺いたいと思います。

あと、第2点目に伺ったボランティアさんが農地を片づけるというんですけれども、社協さ
んの協力ということなんですけれども、今回のこの収集の委託金はどちらへの委託なのか伺
っておきたいと思います。

あと、関連なんですけれども、散乱廃棄物ということでごみのことなんでしょうけれども、
それで国道等のごみが結構いっぱい、私も近場しかわからないんですけれども、最近ですと
牛乳の1リットルパックとか、同じような1リットルの大きいようなジュースの容器等が平
気でというか、しょっちゅう道路沿いに捨てられているのが見受けられる現状なんですけれ
ども、そこでそういったごみに対して、まず売っているところがほとんどコンビニで買って
いるみたいなので、そのコンビニさんのごみの収集について町で口が出せるのかどうか伺い
たいと思います。

あと、戸倉公民館についてなんですけれども、何度か意見交換をしたということでいろいろ
課長から答弁がありましたけれども、子供たちが気軽に過ごせるという答弁もありました。
そこで私がお聞きしたいのは、以前の流される前の戸倉の公民館もそうだったんですけれど
も、図書館的な機能というかはどれぐらい充実するのか、再度その点について伺いたいと思
います。

あと、仮設の撤去の延期についてはわかりました。実は私もその撤去される施設について聞こうと思ったんですけども、前議員の答弁で同じような答弁が来るといことがわかりましたので、仮設についてはわかりました。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 合併10周年絡みということの中で、行政が各般にわたって行っているさまざまな事業がございまして、それに冠をつけるということで、基本的にはそういう方向でやっております。なぜかといいますと、まだまだ復興事業が途上の中で、余り華やかにということもできないということから、各課で行っている事業に冠をつけるということで考えてございます。

今回、おらほのまちづくり事業につきましては、民の方々のアイデアをこういった形でうまく募集をしながら取り入れていくことができればいいんだけどもなという期待も込めての予算でございます。

それから、町民運動会につきましては、実は町のいろんな内部の検討でも出ております。合併10周年ならず、復興5年あるいは10年といういろいろな節目のときに町民の一体感を醸成するという、感じるという部分では非常にいいイベントだということで、運動会を町民みんなやって、お昼を兼ねて芋煮会みたいなのもいいんだけどもねというような話は当然出ておりましたが、なかなかそのグラウンドに仮設住宅などがまだ建っていたりという環境条件もございまして、検討する価値は非常にあるなと思っておりますので、そこは少し時間をかけて考えてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 散乱廃棄物の収集運搬の委託というところなんですけれども、具体的にはまだどちらに委託するか決まってはございません。今回、農地あるいは漁港等に漂着したようなごみ、そういったものを想定しているんですけども、これから台風も来ますし、どのようなものが打ち上げられるのか、どのような組成のごみが来るのかまだわかりませんので、一応そういったものを見ながら決めていきたいと考えてございます。

それから、道路のごみ等にいろんなごみが目立つというところでございまして、町の条例にはポイ捨て禁止条例というようなものがございまして、町民あるいは町、それから事業者について努力義務といいますかそういったものを設けてございまして、ごみの種類、そういったものが明らかにこのところから出ているというようなことがわかれば、町のほうからも指導なりそういったことができるというふうにうたっておりますので、余りにもひどいとき

にはそういったこともしたいと考えてございます。

一方で、町の組合長さん、役員さんなどと一緒に年に数回、沿道の目立って汚れているような場所とか、ごみ捨ての清掃活動なども行っておりますので、そういった場所があればそういったところを中心に活動を行っていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 図書室、図書館の状況ということでございまして、今予定してございます戸倉公民館については、2階建ての校舎ですので、2階建てのうちの1階には情報コーナーということで、お年寄りから子供まで入ってさまざまな情報に触れられる。その中には多少の本も置いてあるというふうなところもございます。

それからあと、旧戸倉中学校の2階の一番海側といいますか、そちらにもともと図書室がございました。それで、この図書室は被災してございませぬので、形をそのまま使いまして、そこに図書をたくさん集めまして活用していくというふうなことを考えてございます。

なお、中に入れる図書ですけれども、こちらは今の図書館のほうから順次入れかえるような形で、図書についてはしっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） まちづくりについては大体わかりました。そこで、今回補正を組んで、この事業の実施というか、どういったスケジュールというか、もし課長おわかりでしたら最後に伺いたいと思います。

あと、ごみの件ですけれども、課長からポイ捨て禁止等の説明というかがありましたけれども、捨てたごみの出どころというか、ほとんど大手のコンビニの袋がその近くにも捨ててありますので、それは町民の方というよりも、現在工事で来ている方たちの、憶測なんですけれども、多分そういった方たちの投棄だと思われるんです。そこで、私も時折コンビニに、ほとんど行かないんですけれども行く用事があった場合に行った場合、何か近くのコンビニだとごみ箱が、普通だと店の外にあるんですけれども中に入ったような気がするんですけれども、そういったことも近隣にごみを捨てる要因の一つかなと思いましたが、そこでコンビニのごみの収集について、多分普通の一般の事業と同じように収集しているのか、もしくは店で業務用というんですか、そういった形にしているのか、そこを伺いたいと思います。

あと、公民館についてなんですけれども、図書機能ということで1階は情報コーナー、2階の旧図書室を利用するという答弁がありましたけれども、例えば休日、その他放課後利用する際に、果たして今度できる小学校の児童の方たちが利用できるかどうか、そのところを

確認して質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おらほのまちづくりの今後のスケジュールですが、予算が通りましたらば、早速まず事業の募集を行いたいと思います。それで、早ければ10月に審査委員会を開きまして、決定になったものから順次事業が行われていくというような段取りだと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） コンビニから出るごみなんですけれども、これは家庭ごみとは違いまして、事業用の一般の廃棄物ということでございまして、これにつきましては収集運搬の許可がある業者とコンビニ側と委託していただいて、それからクリーンセンターのほうに運んでいただくというような流れになってございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 戸倉公民館につきましては、新しくできます戸倉小学校と非常に位置的に近い関係にもございますので、できるだけそこは今後運営の仕方ということにもなりますけれども、子供たちが利用しやすいような形で努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

では、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） 前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算の審議を続行いたします。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） おはようございます。それでは、順を追って質問に入りたいと思います。

まず、6ページの債務負担行為であります。この中に八幡橋の仮橋についての予算計上になっております。それで、この八幡橋といいますと、一般質問にもありましたように中橋も入っているんだらうなということで質問に入るわけですが、町長のお話ですと、今審査委員会で2つのデザインが優秀賞で、今後1つに絞っていくというようなお話でありました。

それで、質問の中身なんです。その審査員、たしか5人とかというようなお話を聞いたのかなという感じがするのですが、それは町長も含めてなのかどうか。それで、その審査

員は多分専門家だと思うんです。優秀なデザイナーとか、あるいは学者さんとか教授とか、あるいは専門家ですね。そういった方々をどなたが選んだのかと、お願いしたのかと。それから、どういう理由でその方々をお選びになったのかという質問が一つ。

それから、昨今オリンピックのロゴマーク、ありますね。それで盗用というかまねをしたというか、いろいろと世間をにぎわしております、その応募された多くの作品といたしますかデザインがあったと聞いておりますが、その絞り込んだ5つの作品から今2つになったと。そういった確認というんですか、デザインが似通ったようなデザインが、後でこういうものもあったとか、決まった後でね。そういう心配がないのかどうか。その審査会でもって、まづもってその辺の確認をとったのかどうかということが一つ。

それから、今回の選定に当たりましてはコンペという方式をとられたようですが、そのコンペといたしますと、応募といたしますか何百の中から選んできて5つ、今2つということになっているんですが、そこに提案する際にいろいろと経費がかかるわけですね。その際、町として、その経費分は支払わなければならないというようなことになっておるかと思うんですが、どの辺までその業者さんに対して、あるいは個人の方に対して経費を出すことができるのか。5つの作品まで出すのか、あるいは2つの作品だけに出すのか。その辺、どうなっているのか。私もちょっとこの辺がわからないので確認の意味でお聞きするわけです。

それから、プロポーザルの場合は、審査に入る前に、応募した業者と審査員なり関係者が接触を禁じているわけです。それで、プロポーザルの場合は審査直前にそういった方々に業者、要するに応募した方々あるいは業者との接触はあったのかなかったのかという確認をしないと審査に入れないと。プロポーザルの場合ですよ。しかし、コンペの場合はそういった確認はする必要があるのかどうか一つ。

それから、今2つを絞り込んで1つにするという過程にあるということではありますが、この中橋についても、これはあくまでも南三陸町民の橋という位置づけだと思うことから、やはりこれは住民のものでありますから、どちらのデザインがいいのかという住民の声、意見を聞く必要があるのではないかというふうに思うんです。できた後で毎日見る方が、何でこうなったんだべとか、何でこういうことにしたんだべというようなそういった問題が起これないためにも、やはり住民の意見というものも吸い上げなければならないのではないか、というふうに思うわけです。そこで、やはりこういった案件こそがパブリックコメントをやる必要があるというふうに思いますが、その考えはいかがなものかということです。

次に、16ページ、前者もちょっと話がありましたが、補正で消耗品。多額の消耗品費が計上

になりました。先ほどの総務課長のお話ですと、突然に降って湧いた考え方というか案件みたいな話のようですが、それでいつの時期にファイリングシステムの導入というものを考えたのか。そういったものが前々からわかっておいて、やろうと思っておったのかどうか。あるいは、どこかの業者さんが営業に来て、こういうシステムはいいですよと、いかがですかというような話が出てからそういう考えになったのか。いつ、どこの業者が……、あったとするならばですよ。いつどこの業者がそういう話を持ってきたのか。その辺のところ。

次に、20ページの応急仮設なんですけど、ここに安全道路の予算が計上になっていますが、その応急仮設なんですけど、現在の入居率を聞いてみましたところ73%ぐらいだという数字になっておるようです。それで、近い将来集約に向けていろいろと作業がなされているかと思うんですが、今年度末で大体何%ぐらいになる見通しなのか。それで、最終的には入居率が50%なのか40%なのか。それに基づいて集約を実行するのか。その辺の時期はいつごろなのか。その見通しですが、その辺のところをお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） まず、6ページの八幡橋仮設橋整備委託業務ということからお答えいたします。

まず、八幡橋の仮設橋でございますが、今現在、八幡橋を通過して国道45号線が通過でございます。それで、中橋はその八幡橋のすぐ下流側につくる予定でございます。はい。港橋のほうでいいですか。

港橋でございますが、審査員5名ということでございますが、まず審査員5名の中に町長は含まれてございます。そのほか4名でございますが、隈 研吾先生、建築のほうの担当でございます。それと、新谷真人さんということで、こちらも早稲田大学の名誉教授でこちらも建築のほうのご専門でございます。もう一方、平野勝也さん。こちらが東北大の准教授でございますが、こちらのほうは土木のほうの専門でございます。それともう一方、原田真宏様。芝浦工業大学の准教授でございますが、こちらは建築のほうの専門でございます。

なぜこの5人を選んだのかと、選んだ理由でございますが、町でつくる橋でございますので、当然町の意見等も吸い上げるということで町長に入っていたいただいております。そのほか、隈 研吾先生につきましては、ランドデザインを担当していただいているということもございまして、大分建築のほうも詳しいと、世界的な権威でもございますので選ばせていただきました。あと、そのほか3名の方も建築と土木工学のほうの専門という形で選ばせていただきました。そのほかいろんな専門の方がいるべということだとは思いますが、

町の中でいろいろ接触した中でこの5名に選ばせていただきました。

それと、優秀賞2つの著作権みたいな形ですかね。それについては、審査の中で215件、当初応募をいただきました。その審査の中で5点選んだんですけども、その中にやっぱり似たようなものがありますねというのもあったので、そういうものは省いた形で5点を選ばせていただきました。そういう審査内容、1次審査の中での審査内容でございました。

それと、経費でございます。選ばれた5点に対してどういう賞金が出るのかということでございますが、今回最優秀賞は選ばれなかったんですけども、当初最優秀賞の方には150万円、その他4名の方については20万円の賞金ということになってございました。ただし、今回最優秀賞がなかったものですから、この2名の方に最優秀賞の金額を等分で分けるという形で、賞金としてお出しするということになってございます。

プロポーザルに関して、プロポーザルの場合は事前に接触しないような形でということでございますが、今回応募いただいた港橋のデザインについては、主に上部工に当てはまるようなデザインが表示されて提出されました。その上部工に対して、今度見えなくなる部分の橋の橋台とか、どういうものをつくっていくのかというのを、選ばれた2人に対して確認等していかなければいけないと思っております。なので、そちらの方2人の方については接触をさせていただいて、詳細の設計の意図を確認させていただきながら、今回補正予算でも計上させていただいていますが、概略の設計をして費用等の概略のお金を決定して、2点から1点に絞り込むわけですけれども、そちらの参考にしたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 橋のデザインを決めるに当たり住民の意見につきましては、今の予定では聞く予定はございません。先ほど市街地整備課長が、審査員5名を選んだ理由につきましては申し上げたとおりでございますので、住民の代表である町長もその中に入っておるといった観点で、審査員の専門的な知識なりそういったものを尊重しつつお任せをしているということからその予定はございませんが、最終的にどちらの橋のデザインになるかはわかりませんが、その後のパブリックコメントという形でご意見を伺うということはあるかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 6点目の文書ファイリングのご質問の件ですけれども、ちょっと記憶によりますと、新しい庁舎の整備計画を検討して出した段階でございますので、大体平成26年度に文書ファイリングのシステム導入について検討を始めました。その段階で業者等か

らの営業があつて始めたわけではございません。具体的に動き出したのが本年の5月以降でございますので、どうしてもその必要なフォルダー等の消耗品についてはなかなか当初予算で検討することは難しい段階でございました。今この段階でトイレ等にもよくその文書ファイリングの進め方について揭示もしているんですけども、一定のフォルダーとかファイリングの必要な資材につきまして方向性が見え出しましたので、今回9月の補正予算で計上させていただいたと、そういった経緯でございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 応急仮設の集約化、入居率についてでございますが、集約化につきましてはさきの3月臨時会のほうで基本的な考え方ということで示させていただいております、入居率が50%を下回った時点で自治会等と協議をしていくと。それで、入居率が30%を下回る見込みの時期から行くと、実施の時期は28年度からといった基本の考えを示してございます。

現在の入居率でございますが、8月末におきましては2,154戸の戸数に対しまして、入居が1,541戸ということで、入居率は71.5%でございます。前年の同時期では87%程度でありましたので、16ポイント程度、入居率が下がっております。今年度末の見込みにつきましては、現在まだこれからの再建方法等がわからない方が600世帯ほどございまして、そこに実態調査等を行っております。現在、回収率が51%ほどということで、まだ300世帯ほどの確認ができておりませんので、その辺を電話、訪問なりで再確認いたしまして、年内にはそういった数字、全戸に落とし込みを行いまして、1年単位ごとの入居率等を示すようなことで今計画をしているところでございますので、現在、年度末の入居率の見込みについてはまだ出しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、課長のほうから詳しく審査員のお名前まで公表していただいたんですが、隈 研吾先生、あとは町長とお三方は大学の教授、助教授というようなお話でありまして、いずれも町との接触といいますか、関係がある方々だというようなお話でしたけれども、前にもお話ししたんですが、学者あるいは専門家とか、あるいは有識者とかいろんな方々がいっぱいいるんですが、白と言う方もあれば赤と言う方もあればピンクと言う方もあるわけですし、それをどのようにするかというのも大変な作業になるのかなと。そんなこんなで2つになったのではないかなという予想もされるわけですね。誰がどうじゃなくて、どちらか引かないというか、投票で決めたのか、あるいは手を挙げて決めたのかわかりません

が、いずれにしても町との関係のある方々をお願いしたと。これは、それでは町長のほうでお願いしたという形なんですね。そういう解釈でよろしゅうございますか。委任状というか委嘱状は町長名で出しているということでしょう。

それで、この先生方と町長との接触ですけれども、そういったことはどこでどのような接触をされてこのような方々とお知り合いになったのか。その辺のところですよ。

それから、215件の中にいろいろと選定して5つのデザインに決めたと。215件の中には似通ったものがいろいろとあったと。それで、選んだ5つの作品の中には、そうしますと似通ったものとか、後でいろいろと問題が起きているデザインではないという確認をとったんですね。そこを聞きたいんです。どのような似通ったものとか、どういうふうな調査をして調べたのか。心配するのは、オリンピックのロゴと同じように、これもまた新聞でデザインを決めたと、後で今インターネットでいろいろ検索の仕方があるらしいんです。その中で、ここのデザインと全く同じだと、これは盗まれたんじゃないかとか引用したんじゃないかとか文句が出ないかということをお心配しているわけですが。今、オリンピックでいろいろ騒いでいますので、そこを今心配しての質問なんです。確実にその心配はないよという確信が持てるのかどうか。そこですよ。

それから、そのコンペに参加した方々への賞金ということですが、私は賞金のことを聞いたんじゃない、コンペに提案した経費を町で支払わなければならない規定になっていないのかどうか。コンペというやり方です。普通の入札と違って1社だけに落札するというんじゃなくて、このコンペの場合は経費がかかるわけですよ。その経費については、町で見なければならぬというふうになっていないですか。そのときの経費を出す範囲ですよ、聞いているのは。5者まで出すのか。215は全部じゃないと思うんです、私も。どの辺まで町がその負担をしなければならないのかということをお、私も知らないものですから聞いているんです。賞金ではありません。

あとは、接触の関係。先ほども聞きましたが、2者は優秀賞ですか。2者にはどのような土台を、専門用語はわかりませんが、考えているのかという意味では接触したと。それは仕方のないことだなど。私の接触というのは、別のほうの接触のことを言っているのであって、何でもそうですよ、プロポーザルも。そういうことです。

それから、企画課長ですか。町民の代表である町長が審査員になっているので、改めての町民の声を聞くことはないというお話ですが、そうなんです。全てが町長なんです。町民の代表ですから。パブリックコメント、これまでもしたでしょう。町長の考えで決まったことを、

なぜパブリックコメントしたんですか。そのときそのときで都合のいい話はやめてくださいよ。では、あのパブリックコメントは何だったんですか。それから、後でまた何かパブリックコメントをやりたいと思うとかという話。一体何の話を言っているのかなと思って、今不思議を立てて聞いておりました。

それから、補正、消耗品。業者から言われてやったんじゃないと、前々から考えはあったと。5月ころからですか、あったということではありますが、それまでには3月の当初予算計上までには間に合わなかったという言いわけというのか言い分というのか。そう言われればそうですかということしかないので、こちらもね。証拠とか何かないものですから。あったとしても言われませんのでね。そういうことで。

あとは、応急仮設なんですけど、3月の定例会、これからの見通しということでお話しされたことは記憶にあります、50%、30%。それで今年度末、私は73%と聞いていますが、71.5%と数字が下がっているんですが、これが今年度末になると50%ぐらいまでいくのかなという感じもしないわけでもないのね。今、これからの災害公営住宅なり、個室と言ったらおかしくなるけれども個人で建てたり、防集とかなんかで、そろそろ住民の方々、仮設に入っている方々にもそういった方向性で進みますよというような案内も出てくる必要があるのかなという感じがするので質問しましたので、今年度末の様子を見ながら、区長さんなりなんなりと相談していく時期に来るんだろうなというふうに思っております。その辺は了承しました。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 審査員の先生の関係ですが、私が存じ上げておるのは、隈 研吾先生については、これはもううちのランドデザインをやっていたらいい方ですので存じ上げておりますし、平野先生は町の復興計画の策定委員でした。そういう関係で平野先生は存じております。あとの2人の方は審査会で初めてお会いになった方です。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） オリンピックのような形で、ロゴマークで似たようなものをちゃんと確認をとったのかというご質問でございます。その審査会の中で5人、町長を除きまして4人の審査員、専門家の方が見たときには、ある程度似たようなものは省いた形でございますが、詳細に確認をとったのかと言われてみると、まだ詳細に確認をとってございませんので、今後この橋に対しましての著作権、どこまでかかるのかとか、似たようなものはどういうものがあるのかというのをちょっと確認させていただきたいと思っております。すぐ確認の結果が出るわけではございませんが、すぐ作業をさせて確認をとりたいと思って

ございます。

それと、コンペの経費でございます。このコンペにつきましては、町のほうから新建築というところに委託をさせていただいております。コンペの込み込みの運営経費ということでやってございます。それで、応募された215名の方に対して何かしらの経費がかかるのかということについては、経費はお支払いしません。応募いただいただけでございます。ただし、その215点から5点に絞られた方については、2次審査用に模型をつくったり、あとは町に審査のためにおいでいただくということで、交通費だったり模型代ということを含めて20万円のお支払いと、あと最優秀賞に対しては150万円という形で、込み込みという形でお支払いをするということになってございました。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） これまで、病院、ケアセンターも含めましてさまざまな公共物をつくってくる過程の中で、いろいろな審査委員会組織を立ち上げて、その場でいろいろとご決定をいただいたということでここまで来てございます。基本的にこの橋につきましても、町が審査員をお願いしたという以上、先ほど申し上げましたように審査員のさまざまな専門的な見地、そういった部分や審査委員会の権能というものも尊重しつつ、基本的には審査委員会で決定したものをそのまま採用したいという意味合いでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 消耗品費につきましては、残存するその保存の文書量等を勘案して必要数量をどうしても積算しなければいけなかったということで今補正になってしまいましたので、ご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長、町長が指名したんですね、委嘱というか、審査員。それで、2人は初めて会ったと。だから誰がそれではその方を……（「担当課推薦」の声あり）担当課推薦。そうすると、どなたでもいいんだ、町長はね。いやいや、推薦が来ればどなたでもいいということでしょうということ。結果的にはね。私でもよかった。（「だめ」の声あり）だめですか。そうですか。その辺の確認をしたかったんです。

それから、これからうまく大丈夫ですかね。大丈夫であってほしいんですよ。せっかく今2者決めて、実はこうだったとなった場合困ります。とにかくこれ、押まなくてはね。何もなないように。私もてっきりこのぐらい世の中で騒いでいるので、そういった確認は済んでその2者を選定したのかなと思っておったんですが、今のお話を聞くとこれから確認だというこ

となので、非常に心配が今ふえました。なければいいなという思いだけです。

先ほどの審査員の方々のお決めになった、今企画課長のほうからいろいろな見地からそういった方が適任だというようなお話でありましたので、以上で質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第128号 平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第128号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第128号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において県支出金、繰越金等、歳出においては保健事業費、償還金及び予備費を、それぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） よろしく願いいたします。

それでは、議案第128号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書は30、31ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,969万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ28億6,469万5,000円とするものでございます。

内容でございますが、次ページ、33ページです。

歳入の10款にありますとおり、平成26年度からの繰越金額が確定したことによる増額の補正という内容になってございます。

35ページをお開きください。

まず、歳入からです。5款前期高齢者交付金、それから次の段の6款県補助金につきましては、県国の交付見込額が決定したということでそれぞれ補正をさせていただいたということでございます。

それから、10款繰越金でございますが、これは確定した平成26年度からの額を補正するものでございます。

36ページでございます。

歳出です。3款以降の支援金、納付金等は額の確定による過不足の調整でございます。

37ページでございます。

8款保健事業費において13節委託料270万円計上させていただいておりますが、これは保健事業においてデータヘルス計画策定業務を行うための補正ということで、これはレセプトの電子化などによりまして、国保連合会が保有する医療や介護保険のデータの活用が可能となったことを契機に、当町の被保険者の疾病状況等を経年的に分析し活用することにより、疾病の重度化の予防や健康増進を図ろうという取り組みで、各医療保険者の責務として策定することになっておりまして、当町においても当該年度内に策定を目指すものでございます。

続きまして、11款諸支出金は前年度分の交付金や補助金精算に伴う償還金として、繰越金を充てる補正の内容となっております。

最後に、歳入の残分につきましては、12款予備費で財源調整を行っております。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番です。1点だけお伺いいたします。

37ページの8款保健事業費の中で13節の委託料270万円、データヘルス計画策定業務委託料。

先ほどの説明で、レセプトデータの活用というご説明でしたけれども、非常にこれは大事なことでありまして、これから町民の健康管理をしていく上では大変いいレセプトのデータの共有ということで、これからの町民の健康を管理する上で貴重なものとなっておりますので、こういうことを活用して町民の健康管理、抑制をかけながら、また健康管理に注視しながら仕事のほうをやっていただきたいと思います。こういうことをどんどん入れて、そしてこれをどのように今後、長期的に活用していくか、お考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この計画でございますが、今年度中に計画を策定しまして次年度以降、保健福祉課と共同で被保険者をリスク別に分けたり、ターゲットを絞った保健事業の展開に結びつけていって、最終的には重度化して医療費がかさむ前に、事前の予防だったり健康増進に役立てていくという計画で、来年度も継続して実施していきたいと考えている事業でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま保健福祉課と共通理解でということをお話されましたけれども、保健福祉課の分野ではどういった健康管理に結びつけていくのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 保健福祉課との共同というのは、もちろん保健師のことでございまして、特定健診の事後指導だったりとか、そういった場面を捉えながら住民の健康管理に役立てていきたいということでございます。そういった意味での共同ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 住民健診の結果を踏まえてということでした。それも大事ですけれども、またそれとは別に包括のほうとの連動はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） もちろん包括支援センターとの連携ということでございますが、介護保険のデータ等もこの分析には含まれるものということございまして、青年から高齢者まで含めてそういったアプローチができればいいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第128号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時07分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第129号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第129号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第129号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において支払基金交付金及び繰越金を、歳出においては国県支出金等の償還金及び一般会計繰出金を、それぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第129号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の41、42ページをごらん願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に4,724万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億

5,324万3,000円とするものであります。予算総額を前年度の同時期と比較いたしますと、額にして3,842万7,000円、率にして2.38%の増となっております。

次に、歳入歳出事項別明細書を用いて補正内容をご説明いたします。

補正予算書の46、47ページをごらん願います。

まず、46ページの歳入について申し上げます。4款支払基金交付金につきましては、平成26年度決算に基づく介護保険給付費等の確定に伴いまして支払基金交付金の精算を行った結果、122万6,000円が追加交付となることから増額補正をするものであります。

続いて、8款繰越金につきましては、平成26年度決算に基づく剰余金を補正するものであります。

次に、47ページの歳出でございます。5款諸支出金につきましては、これも平成26年度決算に基づく介護保険給付費等の確定に伴います国県支出金及び一般会計繰入金の精算を行った結果、国県支出金につきましては715万7,000円を償還金として、一般会計繰入金については一般会計繰出金として997万円をそれぞれ返還するということになるため増額補正するものであります。ちなみに、715万7,000円の内訳といたしまして、国庫支出金相当が425万2,000円、県支出金が290万5,000円となります。

なお、6款予備費につきましては財源調整となっております。

以上、議案第129号の細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、介護保険ということの質疑に入ります。

この介護保険料ですが、昨年でしたか、介護を受ける方々が多くなったと、施設もできたと。なかなか今の保険料では賄い切れないという理由で、保険料の値上げといいますか上がったわけでありまして。これもいたし方ないのかなと。介護を受ける方々がふえるということは、それなりに財源というものも必要になってくるし、その財源確保という観点から保険料の値上がりということになるわけでありまして、仕方がないかなということで採決といいますか決めたわけでありまして。

それで、当時の課長、今の副町長であります、値上がりした時点で県下、高い順からすると4番目だか3番目だかというようなことを言われまして、これも仕方がないことかなと思っただけで今日まで至っておるのですが、値上がりは値上がりで結構なことなんです、ただ、今

介護を受ける方が十分に介護を受けていないとか、受けられないという現状に至っているというようなお話があちらこちらで聞こえてきております。その原因は何なのかということになるかと思うのですが、端的に言えばヘルパー不足だということになるんでしょうが、さてさてこのヘルパー不足に関係してくるといいますか、これまで登米圏域という圏域から登米広域……、名称はちょっとはつきりわからないんですが、民間の業者が当町に来て介護事業を行ってきたわけですが、撤退すると。撤退したのかするのかなかまだちょっとその辺確認なんです、その撤退したのが一つのヘルパー不足なのかなという思いもしているわけです。その撤退する、あるいは撤退した原因というものを解消していかなければ、さらにまた介護を受けたい人も受けられなくなってくるんじゃないかなと、そんな思いでおりますので、対応策といいますか解決策というのは今後どうしたらいいのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今、議員からご質問がありましたとおり、サービス事業所の撤退といったことも実際心配されているところでありまして、そういった事業所におかれましては経営難といいますか、なかなかヘルプの部分で収益が上がらないので南三陸町から撤退したいというような申し出もあったのは事実でございます。

そうしたところ、町といたしましては、今まで請け負っておった方々のサービスにつきましては、他の事業所へスムーズな連携を持ちまして次の事業所に担っていただくなりということをお願いをしております。そういった件数が数件ありまして、そういった方々からの苦情とか相談が行っているのかなと感じております。

町といたしましても、今後そのような事例に対処すべく各事業所にそういったヘルパーさんの採用等を促して、サービスが停滞しないような環境をつくり出していければと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 撤退したんですね、そうしますとね。事業所として経営が成り立たないといいますか、ヘルパー事業部門として成り立たないので撤退していったという理由かと私も思っております。

さて、これからその民間の方々が、経営が成り立たないと。要するに事業というのは商売、言葉は悪いんですが商売ですので、収支が合わなければやれなくなるのは当然のことです。だからこそ撤退したんだろうということだと思います。

それで、問題はそういった方々、せつかく南三陸町にその事業をするということにおいていただいている事業所が、やはり継続してやっていただかなければなかなかこの介護事業をスムーズに展開していくことができないのではないかなという思いがあります。そこで、どうすればこういった事業所が撤退しなくなるのかということをもっと解明して、解消解決をしていかなければならないのではないかなという今思っているわけです。

それで、事業所にこれからヘルパーさんを募集してくれと言っても、簡単になかなかヘルパーさんを募集しても、はっきり言って介護分野でなくても、いろんな施設を見ますと、訪問介護、居宅介護だけじゃなく、施設も含めて、施設にもいろいろありますけれどもね。グループホームとか特老とかありますが、そういった介護をする職員の方々が全く不足しております。これは我が町だけではなく全国的に悩みの一番大きなところだというふうに理解しておりますけれども、ですからなおさらのこと、せつかくおいでになった方が撤退しないような方策を講じなければならぬというふうに考えておるわけです。

それで、私なりに感じていることは、今町内に居宅介護支援サービスをやられている事業所が幾つかあるので、そこにどのような方々をお願いするかというのは包括支援センターなりでやれていると思うので、包括支援センターのその振り分けが悪いとは言いませんが、皆さんが満遍なく経営として成り立つような振り分けをしてもらわないと、このように撤退していく業者がふえてくるということに私は感じているわけです。ですから、課長は今、最近になってなったばかりで、あなたに対してどうのこうのではないんですね。だからといって前任者の方に言っているわけではないですよ。総合的な考え方として、誰がなられても、やはりそのやり方によってはなかなか住民の方々が十分な介護を受けられないという結果になりますので、高く保険料は払うわ、介護は受けられないわでは、利用者となれば踏んだり蹴ったり、家族となれば。そう言われるのは当然なんです。上がったら上がったりのよりよい介護サービスというものを心がけなければならぬ。これが行政の大きな仕事だと私は思っていますので。その辺のところを今後十分に、ここでこうしますあしますと言ってもなかなか難しいでしょう。ただ、そういった声が住民の方々から上がっているというのは事実でありますから、その辺のところの考え方です。もし、課長にいい案があるのであれば、幾らでも、こういう方向性とかね。そうしますと、我々もそういった方々に説明できるんですよ。もう少し待ってくださいと、こういうやり方も考えていますからとか。何もないから待てというわけにはいかない。これまで5回サービスを受けた方が、たった2回しか受けられないと。そうするとあとの3回は誰が見るかということ、家族なんですよ。そうすると、家

族の方、例えば奥さん。奥さんがこれまでパートなりあるいはどこかの仕事についていたと。それは5回見てもらうために職場で仕事ができると。2回しか受けられないと3日間、3回分休まなければならない。そうすると仕事をやめなければならない。そういう問題が実際に起きているわけですから。ですから、このヘルパーさんの派遣事業所というものを大事にしなければならないと。

何度も言うようですが、満遍なく事業所として成り立つような配分の仕方。そこを考えていかないと、この問題は解消できないんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 介護を受けられる方々の症状、状態によりまして、その人に合ったサービスを提供できるのが一番かと思います。そういったケアプラン等の見直しも含めて、町としてかかわれる部分はかかわって行って、そのケアプラン等の指導にも当たっていきたいと考えておりますし、またヘルパーを養成するような研修会も毎年度開催してございます。しかしながら、受講者は20人、30人といった形で毎年あるんですが、なかなかそれが就職に結びついておらないといった状況もございますので、今後におきましてはまだ事務レベルの検討ではございますが、その事業所がそういった方々を採用した場合に人件費の幾らかを補助するとか、そういったことも考えながら、町としてサービスを提供できる状態にはありませんので、事業所とはなり得ませんので、そういった事業所に対する、人件費に対する助成等というようなものも有効な手段なのかなと思っておりますので、そういったこと等を今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、課長が人件費の一部補助と、新しくヘルパーさんあるいはそういった介護支援員等を雇った事業所に対しての補助というようにお話であります。これも一つのいい方策かなというふうに思います。

ただ、それは町からの補助といいますと、そういった居宅介護支援者のみだけでなく、そうなりますとそれでは介護施設のほうはどうなんだとか、あるいはほかの別なようなグループホームなりいろんな施設がありますよね。そういったところはどうなんだという問題も起きてくる可能性もありますので、そこは十分に考慮しながらやっていただきたい。やるのであれば、今言ったような訪問介護の支援者だけではなく、やはり南三陸町民が利用している施設などにもある程度範囲を広げていく必要があるのかなという思いであります、いかがで

しょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まだ事務レベルの試案の段階でありまして、さまざま今担当、それから関係各課からの意見等を聴取しているところでございます。そういった意見の中から、実施できるものを選択して今後に生かしていければと考えておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第129号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第130号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第130号平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第130号平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、歳入において繰越金を、歳出において漁業集落排水事業費をそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第130号漁集特別会計の細部説明をさせて

いただきます。

55ページをお開き願いたいと思います。

まず最初に、歳入でございます。4款1項1目繰越金におきまして、26年度からの繰越金の確定により70万6,000円を追加するものでございます。

次に、56ページになります。

歳出でございます。1款1項1目の漁業集落排水施設管理費の11節需用費におきまして、袖浜処理場のブロアー、排気ファンの修繕料として追加するものでございます。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第130号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第131号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第131号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第131号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、歳入において繰越金を、歳出において下水道総務費と下水道施設管理費をそれぞれ

補正計上するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第131号公共下水道特別会計の細部説明をさせていただきます。

64ページをお開き願いたいと思います。

まず最初に、歳入でございます。6款1項1目繰越金におきまして、26年度からの繰越金として647万円を追加するものでございます。

次に、歳出の65ページでございます。

歳出でございますが、1款1項1目下水道総務管理費のうち、11節、12節に事務的経費の部分を追加補正するものでございます。

2款1項1目特環公共下水道施設管理費につきましては、伊里前処理区内のマンホールポンプ1台の修繕料として400万円、伊里前処理区内に新たに住宅再建や商店の再建をする方の公共汚水ますの設置工事費として236万円を追加補正するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1点ほどお伺いしますけれども、65ページの2款下水道事業費の15工事請負費236万円、汚水ますの設置工事とありますけれども、これは今の福幸商店街のところには下水が……、私も確認不足なんですけれども、あそこは下水が残っているのでしょうか。全部撤去してこれから引っ張るのか、それとも合併浄化槽のようなものの工事なのか。中身を説明願います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 現在の伊里前の福幸商店街につきましては、下水処理として公共下水に接続されてございます。新しく移転先とされる部分も、隣接地に公共下水道の污水管が埋設されておりまして、年度当初に商店街の代表の方が公共下水道に接続した仮設の仮設の商店街を考えているというご相談を受けた経緯がございます。本来であれば、そのまま私どものお客様としてどうぞというところもあるんですが、国道45号に污水管が埋設

されております。あれが一定の段階で撤去になります。それが撤去になりますと、公共下水道がそこは使えなくなりますので、ただその45号の汚水管の撤去がどの時期に来るかというのは当方でもわからない状態ですので、そこは逆に言うと撤去されれば浄化槽を新たに整備しなければならないということを考えますと、そういったリスクを考慮すると、初めから仮設の浄化槽を設置しておいたほうが仮設の商店街としての運営に支障を来さないということをご提案申し上げました。

最終的には、商店街の方々の判断というかで仮設の浄化槽を設けて、当面公共下水道は使わないという計画でございます。ただ、最終の形としましては、漁協の事務所あるいは本設の商店街については公共下水道の整備をする予定になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 歌津町内では今、2カ所の高台をやっている伊里前中学校裏の団地と柘沢団地、今造成工事をしているあそこに公共下水が入るという認識をしています。

さらに、ただいまお伺いすると、漁協の建築に伴って、そこにも最終的には下水を引いておくということなんですけれども、今後歌津の駅周辺が設置なった場合、駅のトイレとかそういうものも利用することが可能なかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） はい、お見込みのとおりです。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第131号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第132号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第132号平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第132号平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、資本的収入及び支出において国庫補助金、一般会計補助金及び建設改良費をそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第132号水道事業会計の補正予算について細部説明をさせていただきます。

70ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、4条予算、いわゆる資本的収入及び支出にかかわる補正予算でございます。

最初に収入でございますが、1款2項1目補助金におきまして、水道施設災害復旧事業費、後に支出で出てきますが、10億円に対します国庫補助金並びに一般会計からの補助金として追加補正するものでございます。国庫補助金の補助率といたしましては89.7%ということでございます。一般会計の補助金はその残分という形でございます。

次に、支出でございます。1款1項1目水道施設建設費のうち、災害復旧にかかわる工事請負費として10億円を追加補正するものでございます。工事請負費の概要につきましては、議案関係参考資料の74ページに記載させていただいております。そちらをごらんいただければと思います。

まず、1点目といたしましては、戸倉地区の送配水管の布設工事に金額にしますと約3億7,000万円ほど追加いたします。工事の概要につきましては、折立から黒崎を經由して志津川の大久保、いわゆる水尻川の手前までの国道45号に、基幹となる管路約3,400メートルの配水管を布設するものでございます。

次に、現在工事を進めております戸倉の水源の電気機械設備工事及び戸倉防集の団地南側に計画してございます戸倉浄水場にかかわります配水池の整備、あるいは関連する道路整備に合わせて6億3,000万円ほど追加するものでございます。

いずれの工事におきましても、保留解除が終わっているものもございますが、間もなく解除が決定になるということで今回追加補正として計上したものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第132号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第133号 平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第133号平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第133号平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算をご説明申し上げます。

本案は、資本的収入及び支出において、現在建設中であります新病院の工事請負費増額に係る費用及び県補助事業により整備予定であります医師官舎に係る費用について補正計上するものであります。

細部につきましては、病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、細部説明をさせていただきます。

補正予算書の72ページをお開き願いたいと思います。

平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

資本的収入及び支出におきまして、第4条に規定するものでございます。収入支出とも2億9,235万6,000円、同額を増額補正するものでございます。

今回の補正につきましては、新病院工事請負費におけるスライド条項適用と設計変更に係る費用、それから医師官舎及び医師官舎の外構に係る費用等を増額補正計上するものでございます。

それから、債務負担行為の設定でございますけれども、病院の開院に伴いまして施設の維持管理等に係る委託につきまして長期契約が必要となることから債務負担行為を別表のとおり設定するものでございます。

続きまして、73ページをお開き願います。

重要な資産の取得につきまして、南三陸町病院事業の設置に関する条例の規定によりまして定めるものでございます。種類としまして、建物医師官舎一式、それから構造物医師官舎外構一式でございます。医師官舎につきましては、志津川東地区の西地区に計画をしております。戸建てが3LDKを4戸。それから、集合住宅として2階建てを1棟、内訳といたしましては2LDKを4戸、3LDKを2戸、集合住宅は6戸でございます。全体では10戸を計画するものでございます。本年度工事につきましては、3月まで完成を見込むといった内容で整備を進めるものでございます。

続きまして、76ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出につきまして、1款1項1目出資金他会計出資金4,608万円。これにつきましては、医師官舎建設に係る消費税、それから外構の経費、それと再生可能エネルギー分の消費税相当額。

続きまして、2項1目県補助金2億4,627万6,000円。これは2項目ございまして、病院建設工事の増額分、スライドの分と設計変更の分でございます。それから、医師官舎建設に係る補助金というふうになってございます。

支出につきまして、1款1項1目施設整備費、工事請負費といたしまして2億6,957万8,000円、医師官舎それから外構、それから病院の設計変更に係る分でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 補正の増額ということでありまして、説明を聞きますとスライド条項による増額、あるいはその設計変更というようなことであります。その内容というものはどうということなのか、中身です。それを我々にお示しすることはできませんか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案関係参考資料の43ページをお開き願いたいと思います。昨日のケアセンターの議案の中でご説明した内容とダブりますけれども、ご了承お願いしたいと思います。

ご存じのように、ケアセンターと病院、合築をして現在工事を進めているところでございます。当初金額が52億3,000万円ほどで契約を結んでございました。ことしの2月1日に労務単価の改定が行われてございます。平均6.2%の増額ということでございます。インフレ条項、工事請負契約の約款の25条の6項に記載されているものでございます。中段に記載した内容でございまして、工事間中に予想できないインフレーションまたはデフレーションがあったときは、それぞれ請負金額の改定を行うというものでございます。

この2月1日の改定に伴いまして、5月7日に請負業者でございませう銭高組より見直しの申請がございました。翌5月8日に協議開始決定の通知を業者のほうに返してございます。それによりまして5月20日に出来高検査を実施してございます。その結果、病院の出来高が28.5%、ケアセンターが約40%、合わせますと29.92%の出来高でございます。工事内容といたしましては、躯体のコンクリート打設がちょうど終わったという状態でございました。

そして、残工事でございますけれども、33億9,800万円が残工事として当時残っております。この33億円余りの部分がスライド条項の対象となります。それで、人件費の値上げということでございましたので、その中から人件費を抽出し、その差額を計算いたしました。結果として6,087万7,000円ほどの差額が生じてございます。

それで、スライド条項の適用をするときに残工事の1%の相当する額については控除することになっておりますので、3,398万1,000円を控除いたしました。結果として、2,689万円の差額ということになりました。プラス消費税でございますけれども、それが消費税を加えますと2,941万200円というのが差額でございます。ちょうど一番上段の表の右から2列目になります。2,941万200円、これが差額として出ました。それぞれ病院、それからケアセンターに割り振りますと、病院につきましては2,258万2,800円となります。ケアセンターにつきまし

ては645万8,400円という結果でございます。これがスライド条項によるものでございます。

それと、その他ということで、病院側に4,400万円ほどの起債がございます。一つは、病院には液体酸素のタンクを設置する予定になっています。これは手術等で使うものでございます。通常は、タンクの施設につきましてはリース契約で大半の病院がやっております。当初、南三陸病院につきましてもリースで行うことを前提で考えておりました。しかしながら、手術の件数、それから酸素の使用量を考えますとかなり使用量が少ないということがわかりましたので、月々のリース支払い料を考えた場合、今回買い取ったほうが経営的には楽だろうという判断をさせていただきました。月々の支払いは患者の皆様からいただいた医療費の中から支払うのですけれども、買い取りであれば今回国費で全て賄えるということがございましたので、経営的に考えると買い取りが有利だということで買い取りに変更させていただきました。これが約2,100万円ほどになります。

それから、みなさん通りに売店を設置いたします。いろいろ当初考えていた部分はございますけれども、利用者の皆様の利便性を考えますと当初の面積では少し小さいということがわかりましたので、面積を少し拡張させていただきました。そのための費用としまして、電気それから建築的なこともございますけれども、約800万円ほどの増となっております。

次に、工事の契約後に産婦人科を設置するということが決定いたしましたので、これに対応すべく建築それから電気、機械の整備が必要だということになりました。この点につきましては約360万円ほど経費がふえたということでございます。

それと、病院1階の一次洗浄室がございます。要は手術等で使う医療機器の洗浄それから消毒する部分でございますけれども、当初1台で賄えるだろうということでございましたけれども、機器等の選択をした関係で2台あったほうが効率的にできるということで、1台増設をさせていただきました。これが約580万円ほどになってございます。

それから、こまい話でございますけれども、それぞれ病院、ケアセンター等にトイレがございます。普通一般的にこういう公共施設であるとペーパータオルまたは紫外線消毒する設備がございます。当初ございませんでしたが、今回ペーパータオルホルダーを各トイレ、それから各病室の個室に設置する予定となっております。それが約200万円ふえました。

それから、歯科医療機器の増設でございます。昨日の備品等の説明でもございましたが、各歯科医療にかかわる機械が確定したということで、その機械に合わせるべくそれぞれ工事が必要となっております。それが約240万円ほど必要となっております。

以下、合わせますと4,469万円ほどの増ということになったわけでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 質問する内容というか、非常に難しいなという感じをしながら今質問に立っているんですけどもね。

スライド条項でありますから、この震災でいろんな工事があるってスライド条項を認めるということで県のほうにも出して、県のほうでもいいと、その分は出すということで、国のほうから来るということですから、それはそれで決まりですからそれはいいんですが、要は例えば今人件費のお話が出ましたが、落札をしてその請求するまでの間、期間、本当にそれだけの人件費が高騰しているのかなという思いがするんです。その期間もあるので、例えば工事量がふえるために人件費が加算されるということなのかどうなのか。それから、人件費が高くなったのかどうかということ、その辺なんです。非常に私もどこまで質問していったらいいかちょっと難しくなっているんですけども、まずもってその辺。

それで、どこの業者さんも、この復興事業となるとスライドが認められるということでどんどん出してくるんですね。スライドと言えればいいと思っているのかどうか。どこまで認められるのか、その確認です。どのようにして確認しているのか。その辺のところです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設工事、それから関連業務に係る人件費でございますけれども、きのうも申しましたが毎年10月に、昨年の例を申しますと約16万人の労働者の賃金実態調査をしたということでございます。約2万件の工事を抽出いたしまして、各工事ごとに賃金台帳を提出させ、それからヒヤリングをして、実際どのくらい賃金をお支払いしているか、それを調査したその結果に基づいて、2月に労務費の改定を行ったという内容でございます。これは毎年やっております。当初、病院、ケアセンターの工事につきましては、26年5月21日の契約でございますので、その時使用しました労務賃金につきましては、前の年、平成25年10月に調査した価格で契約してございます。その後、多分約1年ほど経過する間に約6.数%の賃金の上昇があったということがその調査によって判明したということで、2月に国交省のほうでそういう発表をしたということでございます。

それであと、きのうも6番議員から、じゃあ実際どのくらい支払っているのかというお話をいただいております。ついでお話をさせていただきます。平均、被災3県の全職種の平均といたしまして1万8,224円、これが全職種を通じた平均的な賃金だという結果になってございます。じゃあ、その1万8,000円を支払っているのかということになりますけれども、そ

の賃金の決定方法として、実は4つの要素がございます。基準時間内労働に対する基本額、それから基準労働時間内における手当、それから臨時給付金、それから現物支給といえますか、そういう4つを総合して賃金が決定するということになってございます。時間外の基本給につきましては、当然法定の福利厚生費、社会保険料等々も含まれております。現場で働く業者の皆さんは、そういう福利厚生をもう少ししっかりして後継者の確保をしたいということなので、これまではなかったんですが震災以降社会保険料の加算等が行われているところでございます。

それから、手当につきましては、当然同じように働いていらっしゃっても、それぞれ役職がございます。その役職、それから技能試験に受かった方もいらっしゃいますので、その力量に応じた手当がそれぞれ支給されているということでございます。

それと、臨時の給付金につきましては、当然決算手当とかそういう各種の手当が各企業にございますので、それらもその一日に換算していると。

それから、現物支給といえますか、現在ご存じのように自宅から通っている方は余り考慮なくてよろしいかと思うんですが、実際遠方から来てホテルまたは寮等にお住まいで、そこから仕事場、現場に向かっている方、当然毎日の食費がかかります。この分、もし業者のほうで、雇用主側でそれを負担しますと、それも実は賃金に加算されるということになりますので、1万8,224円の平均でございますが、必ずしもその額が働いている方の手元に届くかということはそれぞれの会社によって違ってきているということでございますので、単純に病院で働いている方に聞いて1万8,000円はいただいているからおかしいねということにはならないので、そこだけのご理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまスライド条項により上がったということなんですけれども、病院とケアセンターの工事についてスライド条項が適用されるものと思っていましたけれども、この歳出の予算を見る限りでは工事請負費の中に医師の官舎及び外構、病院設計変更等とありますけれども、ただいま建設される医師住宅、3LDKが3棟、2階の部分が1棟で2LDKが4、3LDが3というような10戸ぐらいということの説明受けたんですけれども、これがこれから今後施工されていくわけなんですけれども、まず今補正して年内中にその建物ができるのかが一つ。

それから、この中身。建設費が幾らで、外構が幾らで、病院設計の変更分が幾らなのか。その辺。

それから、医師住宅には看護師等が含まれないのか、医師だけの住宅なのか。その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事請負費 2 億 6,957 万 8,000 円です。そのうち、また済みません、関係参考資料の 43 ページをごらんになっていただきたいと思うのですが、上段に南三陸病院といきまして、ちょうど真ん中、増減という欄がございます。6,727 万 5,360 円、これが変更増なる部分でございます。あとの差額は官舎の建設費用ということになります。約 1 億 7,000 万円ほどだとは思いますが、それが今後契約する部分の予算でございます。

それと、内訳ということでございますが、まだ私もその積算書を見ておりませんので、内訳等はなかなか私もまだ存じていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 医師官舎に看護師を入れるのかというふうな話でございます。医師官舎等と記載をしてございますけれども、看護師等につきましても考慮していきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3 番（及川幸子君） ただいまの説明で 1 億幾らの差額と言われたんですけれども、この 2 億 7,000 万円弱の工事請負額が出ていますけれども、これは整合性がとられていないようなんですけれども、もう一度ここをお願いします。

それから、医師等とあって看護師ということなんですけれども、やはりここは民間のアパートがないだけに、仮に遠くから来た看護師のためにも、ぜひその棟の分に含めていただいて利用させていただくような配慮をお願いします。もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の補正額が 2 億 6,900 万円ほどでございます。それと病院の、全体がそうなんですけれども、病院の増額分が関係参考資料 43 ページに記載の 6,700 万円ということで、大変失礼いたしました。残りの約 2 億円ほどが官舎の分でございます。失礼いたしました。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○3 番（及川幸子君） 2 億円。そうすると、これは医師官舎が 2 億円で、外構も含めてですね。そうすると、病院設計変更は抜いて、官舎と外構を含めての 2 億円ですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そうでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 病院の補正ということで、さきに差額の特別室のシャワーの件を言ったんですけども、しかし角度を変えてと申しますか、もう少し大きい視点で、今回医師の官舎ということでの補正ということですので、これは関連になると思うのですが、医師の確保というかその状況について質問させていただきたいと思います。

実は、先日の新聞なんですけれども、来年の春に東北薬科大ができるという記事が載っていました。それについての質問なんですけれども、1976年の琉球大以来、37年ぶりの医学部を開設する東北薬科大は、震災復興と地域医療の充実を使命に掲げるとありました。そして、それに関して、先月の下旬、文科省に対し医学部設置を認める答申をした審議会が類似事項として地域枠の運用を挙げ、地域への医療定着や震災復興など医学部新設の経緯や趣旨を損なわないようにとくぎを刺したとあります。

そこで質問なんですけれども、当町でも東北大から派遣というか来ているわけなんですけれども、この医学部開設によって、流れというか、その確保の維持その他がどのような見通しなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 現在、医師の派遣につきましては、非常勤科も含めまして診療10科でやっておりますけれども、東北大からの支援がほとんどでございます。東北大なしには、うちの医療は成り立たないわけでございますけれども、あわせて医師の確保につきましては大学の支援、それからあとは民間の医師のあっせん機関がございますので、そちらと並行するような形の段階で我々は医師の招聘に努めているというふうな状況でございます。

今、議員おっしゃったように、今回薬科大の関係が認可おきまして、実際には1学年で100名というふうな枠でございます。大体地域枠のない全国から公募できる人数が50名、それから宮城県枠が30名、東北枠が20名というふうなこういう枠でございますけれども、基本的にここから入学なされて5年間は大学院、それからあと前期研修というふうなことがありますので、実際に医師として地域医療とかの支援を賜るまでには、最低でも8年はかかるというふうなことでございますので、なかなか長いスパンで考えないと難しいのかなというふうなことで、我々とすると、繰り返すようになりますけれども、民間の医師のあっせん機関もしくは大学にお願いする。それから、もう一つとすると、今現在常勤でお勤めいただいている

ドクターの、何と申しますか顔と申しますか、知人友人等に声がけをさせていただきながらドクターを招聘するというふうなことに努めてございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、事務長より答弁があったんですけれども、私が聞きたかったのは今言ったような地域枠等もあるんですけれども、そしてこの新聞の見出しにもあったように「医師不足一転過剰も」というそういうタイトルがついていました。それは8年後なんですよけれども、先ほど事務長答弁があったように。

そこで、来春からの懸念というか、私がお聞きしたかったのは人材引き上げを懸念、その部分についてお聞きしたかったんですが。例えば、医学部に約180人の教員が新設のところに所属する見込みだそうで、6月末時点で採用は178人決まったということです。そこで、決まった医師のうち東北で働く医師、そのうち東北大に籍を置く医師が64人、臨床医は46人を数えると、そういう記事だったものですから、当町において何らかの今後影響はないかというそういう懸念からの質問だったんですが、その部分に関してもう一度お答えいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 現在も東北大等で就学されている方が県内もしくは東北にとどまるかという、決してそうではない状況が多い場合が想定されております。それで、現実もそのようになってございます。

今回もいろいろ薬科大とか設定の中で、学校を卒業した段階で東北のほうに定着するような形ということまで織り込むかどうかというふうなことも、話題としてはありましたけれども、具体そこまでは突っ込んだ内容にはなってございませんでした。（「教員だよ。教員として」「教員として、地方に派遣になっている医師も引き上げということも想定されないかということ」の声あり）

基本的に、医師、教員を全国から集める段階で、東北の……。済みません。もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私の質問は、現在うちの病院に来ている医師に関して、今回この薬科大ができることによって、結構引き上げとか懸念とか出ていますので、その件に関して当病院ではこのまま、8年後はどうかかわからないんですけれども、新しく病院ができて、来年4月に薬科大が開設して、それでそれによってこの病院に来る医師が少なくなった場合、大変じ

やないかと。そういう懸念のもとに質問させていただきましたので、そのことに関して、当病院から医師が引き上げられないかと。例えば、医学部の教授や准教授というポストに医師が応募する気持ちは理解できるということで、そういった形でそういったポストを求めるといふわけじゃないんですけれども、そういったこともあるので、当町に来ている医師の方が派遣先というか、うちのような病院のところからそちらに移る懸念はないかという、そういう趣旨の質問でしたので、それに対する答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 大変失礼しました。

ございません。といいますのも、うちのほうでは今、東北大学から3ラインいただいております。それで、基本的には消化器内科、それから循環器内科、それからあと血液免疫科というふうなことで4カ月交代でございましてけれども、今の段階で消化器内科と循環器内科はもう来年の3月までは何とかなるかというふうなことで、もう1ラインがまだ決まっていせんけれども、といいますのも今現在2カ所で病院事業の展開をしております。それが1カ所になれば幾らかはというふうなことで減もあるのかなというふうなことでありますけれども、うちのほうの病院としましてはできるだけ今の人数でもって何とか派遣を継続していただけないかというふうなことでお願いをしておるような状況でございます。

したがいまして、今の段階で人数が減るというふうな可能性はちょっとないのかなと。大学新設に伴う影響はないのかなというふうな考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第133号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明10日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明10日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。
本日は、これをもって延会といたします。

午後2時20分 延会